

国地契第91号
国官技第274号
国営管第435号
国営計第102号
国港総第442号
国港技第104号
国空予管第541号
国空安保第626号
国空交企第591号
国北予第49号
平成25年2月26日

| | |
|-----------|--------------------------------|
| 大臣官房官庁営繕部 | 各課長 |
| 各地方整備局 | 総務部長 企画部長 営繕部長 港湾空港部長 |
| 北海道開発局 | 事業振興部長 営繕部長 |
| 各地方航空局 | 総務部長 空港部長 保安部長 |

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局安全部空港安全・保安対策課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

平成24年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における
入札・契約業務等の円滑な実施について

平成 24 年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行については、平成 25 年 2 月 26 日付け国会公 162 号により事務次官より各地方整備局等あて通知されているところであるが、このうち記 2. に掲げる入札・契約手続の実施については、下記に定めるところによることとする。また、北海道開発局においても同様の措置を採ることとする。

記

1. 入札手続き期間の短縮等

(1) 入札方式等の取扱い

- ① 「一般競争入札方式の拡大について」（平成 17 年 10 月 7 日付け国地契第 80 号）、「官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式の拡大について」（平成 17 年 10 月 7 日付け国営管第 235-5 号）、「一般競争入札方式の拡大について」（平成 17 年 10 月 7 日付け国港総第 234 号）、「航空局における一般競争入札方式の拡大について」（平成 17 年 10 月 12 日付け国空予管第 415 号）等に基づき一般競争入札方式の実施、拡大等に取り組んでいるが、指名競争入札方式の実施により事業執行の迅速化や効率化に大きな効果が見込まれる工事については、指名競争入札方式により実施しても差し支えない。
- ② 上記①の場合、技術提案を評価すべき工事その他必要な工事では、総合評価落札方式を適切に活用すること。
- ③ 上記①により指名競争入札方式による場合、入札・契約手続の透明性・公正性の確保に遺漏がないよう適切な措置を講じることとし、指名競争入札方式によった場合、入札監視委員会等の第三者機関により指名業者の選定等について事後チェックを行い、その結果を本省担当課まで適切に報告すること。

(2) 総合評価落札方式における提出資料の簡素化等

総合評価落札方式における提出資料の簡素化等の実施については、「総合評価落札方式における提出資料の簡素化等について」（平成 21 年 4 月 23 日付け国地契第 7 号、国官技第 21 号、国営計第 21 号）、「総合評価落札方式における資料の簡素化等について」（平成 21 年 5 月 12 日付け国港総第 141-2 号、国港技第 9-2 号）又は「総合評価落札方式における提出資料の簡素化等について」（平成 21 年 5 月 18 日付け国空予管第 215 号、国空技企第 20 号）（以下「簡素化通達」という。）に定める手続により実施すること。なお、対象工事の選定にあたっては、簡素化通達記 1. に定めるところによるほか、過去の受注状況等を勘案し、受注者が偏る恐れのある工事においては、適用しないこととする。

また、受注者の偏りや新規参入者に配慮するため、評価項目として、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて」（平成 17 年 9 月 30 日付け国地契第 78 号、国官技第 129 号、国営計第 82 号）、「港湾空港等工

事における品質確保促進ガイドラインについて」（平成 17 年 10 月 27 日付け国港総第 263 号、国港技第 145 号）又は「航空局直轄工事における品質確保促進ガイドラインの制定について」（平成 17 年 12 月 20 日付け国空予管第 546 号、国空建第 140 号）の別添中 3－4 の例示にある「企業の手持ち工事量」に係る項目を、必要に応じて設定すること。

2. 発注業務の効率化

(1) 事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注

事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注に努めることとされたところであり、遺漏なきよう措置されたい。

なお、中小建設業者等の受注機会の確保を図るため、政府調達協定の対象工事を除く大規模な工事について、工事難易度が低いものについては、上位等級工事への参入の拡大を積極的に推進すること。

(2) 一括審査方式の活用

① 総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、以下の条件をすべて満たす 2 以上の工事において、提出させる技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとすることができるものとする。

ただし、1. (2)を適用する工事については、イ) からホ) までの条件をすべて満たせばよいものとする。

イ) 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事

ロ) 工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事

ハ) 「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和 41 年 12 月 23 日付け建設省厚第 76 号）及び「官庁営繕部工事請負業者選定要領」（昭和 42 年 7 月 1 日付け建設省営管第 845 号）第 3 に掲げる工事種別及び同第 2 第 2 号の等級区分、「契約業者取扱要領」（昭和 55 年 12 月 1 日付け運輸省港管第 3722 号）第 7 条第 1 項に掲げる工事種別及び同条第 2 項の等級区分又は「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務処理要領について」（平成 13 年 1 月 6 日付け国官会 22 号）の別紙「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領」別表第二に掲げる業種区分及び別表第一に掲げる等級が同じ工事

ニ) 施工地域が近接する工事

ホ) 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事

ヘ) 工事の品質確保又は品質向上を図るために求める施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事

ト) 「請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第93号)別添2「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」別記様式第1「工事技術的難易度評価表」、「請負工事成績評定基準の制定について」(平成22年6月1日付け国港技第27-2号)別添2「工事技術的難易度評価実施基準」別記様式第1(1)「発注時工事技術的難易度評価表」又は「航空局工事成績評定要領」(平成10年3月26日付け空経第238号、空建第47号)別添2「航空局工事技術的難易度評定要領」別記様式第1-1~1-4「工事技術的難易度評価表」のいずれかの様式のすべての大項目及び技術提案又は施工計画を求めるテーマに関連のある小項目の評価が同じ工事

② 一括審査方式の適用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

イ) 入札公告及び入札説明書の交付は工事ごとに別々に行うこと。

ロ) 落札決定を行う工事の順番を入札公告及び入札説明書において明らかにすること。

(3) 詳細設計付き施工発注方式及び設計施工一括発注方式の実施

詳細設計付き施工発注方式及び設計施工一括発注(デザインビルド)方式の実施においては、必要に応じ、設計照査に建設コンサルタントを活用するなど、設計の品質確保にも努めること。なお、建設コンサルタントを活用する場合、資格要件を適切に設定すること。

(4) 総合評価落札方式における二極化の実施

総合評価落札方式の技術力評価の簡素化を図るため、必要に応じ、企業の施工能力を評価する施工能力評価型と、施工能力に加え技術提案を求めて評価する技術提案評価型に二極化する改善案を前倒しして実施すること。

(5) 契約変更の取扱い

契約変更の範囲については、「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」(昭和44年3月31日付け建設省東地厚発第31号の2)又は「設計変更に伴う契約変更の取り扱いについて」(昭和44年4月1日付け建設省営管発第282号)により運用されているところであるが、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な工事については、既契約工事に追加することで、早期執行を図ること。